

基 本 的 事 項

1 補助事業

競技力向上対策事業は、次のとおりとする。

- (1) 基本強化事業（競技団体強化事業 中体連・高体連強化事業）

2 事業の実施期間

当該年度1年間とする。

3 補助対象経費

交通費，宿泊費，使用料・賃借料

競技用消耗品費（ライフル射撃競技，クレー射撃競技，バイアスロン競技は従来通り，その他の競技については，年度当初に「競技用消耗品購入届出」にて承認された物品に限る。）

受講料（指導者研修会派遣事業に限る。）

4 補助事業執行上の留意事項

- (1) 競技力向上対策事業に係る予算・決算は，競技団体の特別会計（又は一般会計）とし，総会の議決を経て執行すること。
- (2) 交付決定額の大幅な変更（20%以上）又は事業の中止（廃止）が生ずる場合は，可能な限り早期に県体協事務局と協議し，その指示に従うこと。
- (3) 競技力向上対策事業，宮城県中学校体育連盟・高等学校体育連盟強化事業補助金は，真に事業効果の期待できる事業に重点的に補助金を配分すること。日常的な練習（部活動）への補助，選手個人の練習等への補助ではなく，競技団体，中・高体連専門部の組織的な強化推進事業に位置づけられた強化事業を対象とし，例えば期間を設けた強化練習会，強化合宿，遠征等に補助金を充当すること。

5 経理処理

- (1) 競技力向上対策事業の経理事務は，他の経理のものとは別に整理すること。

①収支簿

②通帳（銀行等金融機関）

③領収書等支出を証明する書類（原本とする。）

④当該事業に関する事業実績報告書等の一切の書類

⑤収入，支出の項目は，別紙のとおりとする。

- (2) 上記に係る書類の保管期間は，事業完了後5年間とする。